

下水道使用料の賦課漏れについて

令和7年5月22日に公表した下水道使用料の賦課漏れについて、最終的な調査結果の詳細と、関係した職員の処分についてお知らせします。

市民の皆様に対し、深くお詫び申し上げるとともに、再発防止を徹底してまいります。

1 経緯

水道メーターの交換に係るデーター入力作業の過程で、同じ集合住宅であるにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない部屋があることが令和3年12月に発覚し、原因を調査したところ、賦課漏れがあることを確認しました。

このため、他に同様の事案がないか調査し、次のとおり調査結果をまとめました。

2 調査結果

令和3年12月から令和7年5月までに加え、更に過年度分に遡って調査を行った結果、平成20年度から令和3年度にかけて78件（使用者数209人）の賦課漏れが判明しました。詳細は下表のとおりです。（前回公表した49件（使用者数104人）を含む。）

件数 ※1	使用者数 ※2	賦課漏れ額	遡及して納付をお願いした額	時効により請求ができない額
78件	209人	15,137,198円	6,385,566円	8,751,632円

※1：件数とは、下水道使用料算定に用いる「水道水栓」又は「井戸水」の数

※2：使用者数とは、※1の「水道水栓」又は「井戸水」を使用した延べ人数

3 賦課漏れが発生した原因

下水道使用料の賦課漏れが発生した原因は、次のとおりです。

(1) 賦課情報の共有不足

排水設備工事検査後の公共下水道使用開始届が、下水道課と使用料を徴収する水道課で十分に共有されず、料金システムへの入力が行われていないものがあった。

(2) 業務内容の理解や確認の不足

ア 情報の入力漏れや確認不足

料金システムへの入力漏れや、誤入力が行われていたものがあった。

また、井戸水等の自家水により下水道を使用している場合の井戸水用メーターや人数算定において、正しい設定がされていないものがあった。

イ 使用水道の調査・管理不足

排水設備工事の完成検査時の検査項目の見落としなどにより、使用水道を正確に捕捉で

きていないものがあった。

ウ 手続書類等の確認不足

使用料を徴収する水道課から、下水道課に対する調定一覧などの資料提供や検収の不足等があった時期があった。

4 遡及賦課の対応状況

今回対象となった 209 人のうち、賦課漏れ額の全額が時効となった 107 人を除く 102 人の方について訪問又は電話により経過説明とお詫びをした上で、過去の下水道使用料の納付をお願いしました。

5 報告遅延について

今回の下水道使用料の賦課漏れは、令和 3 年 12 月に発覚しましたが、対象が多いことや発生原因が多様であったため調査が難航しました。

また、担当部署において、調査手法の検討に時間を要したことや、賦課漏れについての庁内での情報共有が十分に行われなかったことから、令和 7 年 5 月の事案の公表までに、3 年 5 か月もの時間を要しました。

6 関係職員の処分について

本件に係る関係職員について、次のとおり懲戒処分を行いました。

被処分者の職位等	処分内容	処分事由
部長級 50歳代	減給10分の1 (3か月)	所管部の最終責任者として必要な是正措置及び組織的な対応を行わず、事案の長期化及び損害の拡大を招いたもの。
課長級 50歳代	減給10分の1 (2か月)	賦課漏れに係る調査結果の適時適切な報告及び必要な対応を行わず、事案の長期化及び損害の拡大を招いたもの。
課長級 50歳代	戒告	賦課開始等の必要な対応を行わなかったもの。

※「被処分者の職位等」は関係した当時の職及び年齢

なお、懲戒処分に至らない関係職員については、文書訓告としました。

7 再発防止の取組について

- (1) 下水道使用開始の事実が、下水道課から水道課に情報共有され、それに基づき賦課事務が行われるよう、新たな事務手順を確立しました。
- (2) 公共下水道使用開始届の受付から下水道使用料の算定に至るまでの事務手続やデーター入力に係る手順を見直し、職員の入力漏れ等を防止するとともに、決裁ラインにおいて確認するシステムを構築しました。
- (3) 排水設備工事の状況等を一覧化し係内で共有するなど進捗管理を徹底するとともに、排水設備工事指定店に対し排水設備等計画確認申請書に添付する平面図に使用水道を記載するよう周知するなどし、使用水道の確認体制を強化しました。